

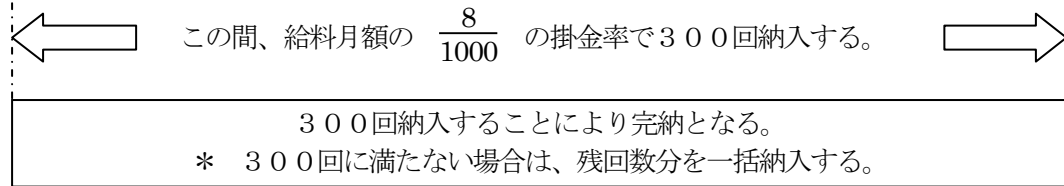
一般財団法人高知県教職員互助会退職互助部の現職会員が特別会員等になるときの掛金納入要項

一般財団法人高知県教職員互助会退職互助部運営及び給付規則第15条第6項に規定する掛金納入方法等は次のとおりです。

1. 現職会員が退職し特別会員になり、かつ、当互助会に加入していない配偶者が届出配偶者の資格を取得しようとする場合

36歳になる
年度の4月

定年退職となる
年度の3月

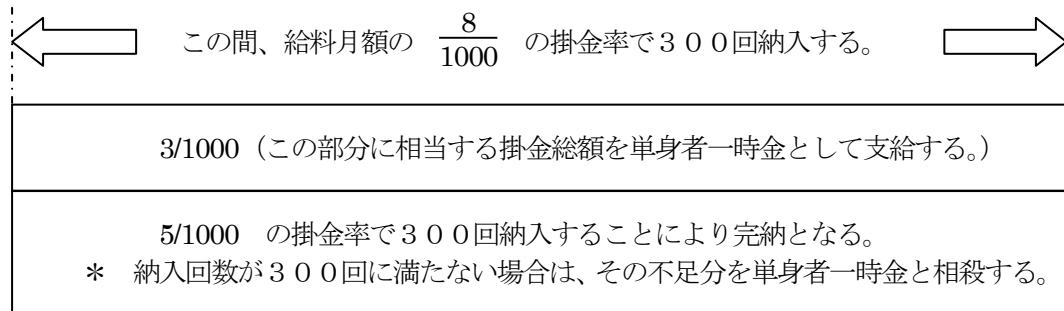


2. 夫婦がともに現職会員であって、その一方が先に退職し特別会員になる場合
上記1に同じ

3. 現職会員が退職し、単独で特別会員になる場合 (①配偶者がいない場合、②単独加入を選択した場合)

36歳になる
年度の4月

定年退職となる
年度の3月

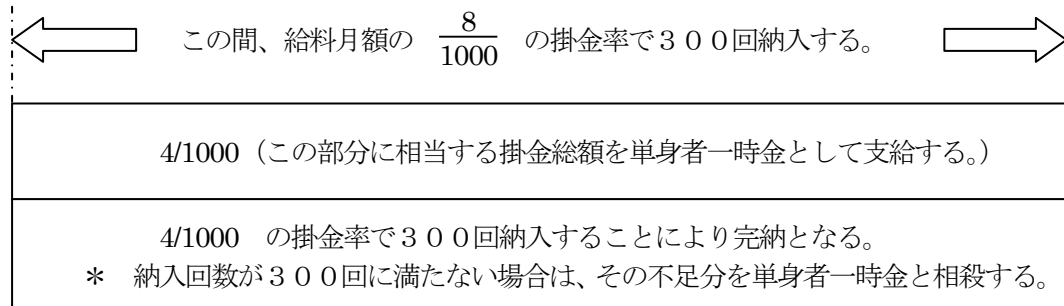


4. 死亡退職した現職会員の配偶者が特別会員に準ずる配偶者となる場合
上記3に同じ

5. 夫婦がともに現職会員であって、同時に退職し、双方がともに特別会員になる場合
*夫婦それぞれの掛金について、次のとおり取り扱う。

36歳になる
年度の4月

定年退職となる
年度の3月

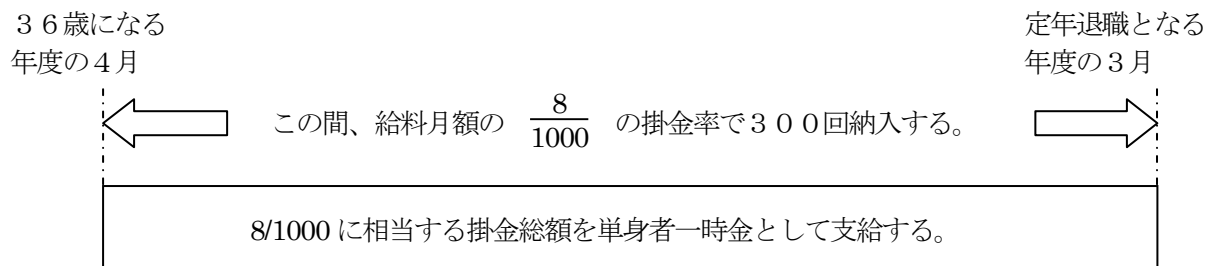


6. 配偶者がすでに特別会員となっており、かつ、届出配偶者の資格を有しない現職会員が退職し、特別会員になる場合

後で退職し特別会員になる者の掛金については、上記5に同じ

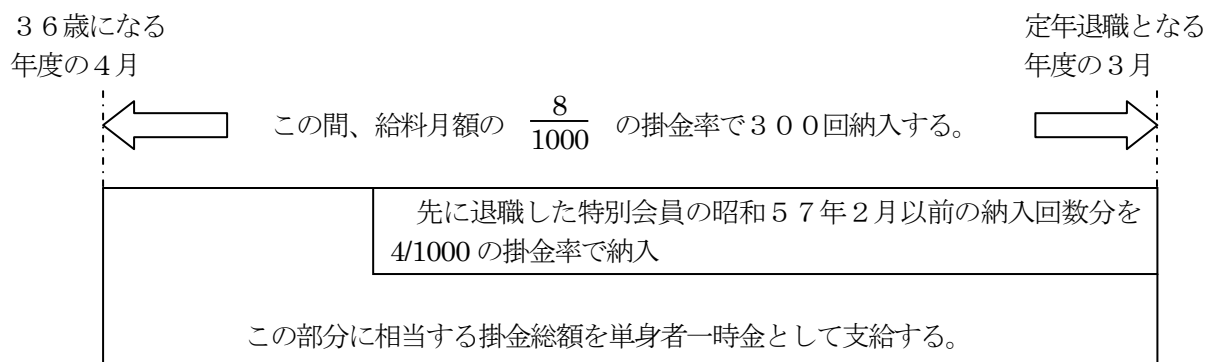
7. 届出配偶者の資格を有する現職会員が退職し、特別会員になる場合

*先に退職した特別会員の現職会員の資格取得日が、昭和57年3月1日以後の場合



8. 届出配偶者の資格を有する現職会員が退職し、特別会員になる場合

*先に退職した特別会員の現職会員の資格取得日が、昭和57年2月28日以前の場合



9. 若年者加算金について

上記いずれの場合も、現職会員の退職時の年齢が60歳未満の場合は、その年齢が1歳若くなるごとに残掛金に10,000円を加算する。また、現職会員が退職する際、届出配偶者の資格を取得しようとする者の年齢が60歳未満の場合は、現職会員の残掛金に10,000円を加算する。

附 則

(施行期日)

1 この要項は、平成25年4月1日から施行する。

(財団法人高知県教職員互助会退職互助部の現職会員が特別会員等になるときの掛金納入要領の廃止)

2 財団法人高知県教職員互助会退職互助部の現職会員が特別会員等になるときの掛金納入要領は、廃止する。